

## 第 2 5 号議案

けやき並木を守り育てる制度に関する条例の新設の申出について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 1 8 日

提出者 教育長 酒 井 泰

## けやき並木を守り育てる制度に関する条例の新設の申出について

けやき並木を守り育てる制度について、次のとおり条例の新設を申し出る。

### 1 制度実施の背景

本市の中心市街地に所在するけやき並木は、ケヤキの並木として国内で唯一の国指定天然記念物である馬場大門のケヤキ並木を中心とした、多くの人々が集い、憩うことができる場所であり、貴重な財産として何百年もの長い間大切に受け継がれてきた。また、本市を訪れる人々を迎える表玄関にふさわしいシンボルとして、まちの発展に大きく寄与してきた。

しかし、近年は、けやき並木を利用する人々のマナーの悪化等により、石積みへの立入りやごみの放置などの迷惑行為が後を絶たず、歴史と風格、潤いにあふれるけやき並木の良好な環境が損なわれつつある。

このため、大正13年に国の天然記念物に指定されてから、令和6年で100周年を迎えることを契機に、私たちは、かけがえのない財産であるけやき並木の環境保全に係る規範意識を自ら高めるとともに、相互の理解と連携の下、協働して美しいけやき並木を守り、育て、次の世代に確実に引き継いでいくため、本制度を実施するものである。

### 2 目的

本制度は、けやき並木の保全及び利用について、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、けやき並木の保全及び利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、様々な人々の協働による取組を推進し、もって快適な環境を有するけやき並木を次世代に確実に引き継いでいくことを目的とする。

### 3 用語の定義

この制度において、次の(1)及び(2)に掲げる用語の意義は、当該(1)及び(2)に定めるところによる。

- (1) けやき並木 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第109条第1項の規定により天然記念物に指定された馬場大門のケ

ヤキ並木（以下「馬場大門のケヤキ並木」という。）を中心とした区域であつて、市長が指定し、告示した区域をいう。

(2) 市民等 次に掲げる者をいう。

ア 市内に住所を有する者、居住する者、通勤し、若しくは通学する者又は滞在する者及びけやき並木を通過する者

イ 市内で事業活動を行う者又はけやき並木で文化活動等を行う者

ウ けやき並木及びその隣接地において土地、建物又は工作物を所有し、賃借権等により占有し、又は管理する者

#### 4 基本理念

けやき並木の保全と利用は、馬場大門のケヤキ並木が本市の中心市街地に所在する特性を勘案し、市民等の理解の下、協働により、その魅力や価値を高めつつ、将来に引き継ぐことを基本として、行われなければならない。

#### 5 市の責務

市は、前項に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民等との協働により、けやき並木の保全及び利用のために必要な施策を総合的に講ずるものとする。

#### 6 市民等の責務

市民等は、基本理念にのっとり、けやき並木の保全及び利用に関する取組の重要性を理解し、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

#### 7 利用の増進及び意識の啓発

市は、けやき並木の有する魅力及び価値を発信し、馬場大門のケヤキ並木の保存に関する取組に配慮しつつ、けやき並木の利用の増進を図るものとする。

また、府中市教育委員会は、市民等との協働により、馬場大門のケヤキ並木の保存及び活用に関する取組の重要性について市民等が理解を深められるよう、学習の機会の提供、馬場大門のケヤキ並木の保存に関する活動についての情報の提供等を行うものとする。

## 8 禁止行為

何人もけやき並木においては、法令に定めがあるもののほか、正当な理由なく次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 石積みの中に立ち入ること。
- (2) 火気を使用すること。
- (3) けやき並木の全部又は一部を独占して長時間にわたりほしいままに利用することにより、他の市民等のけやき並木の利用を妨げること。
- (4) 府中市まちの環境美化条例（平成15年12月府中市条例第26号）第7条及び第9条第2項に規定する行為をすること。
- (5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、けやき並木において他の市民等に迷惑を及ぼす行為又は危害を及ぼすおそれのある行為をすること。

## 9 指導等

- (1) 市長は、8（(4)を除く。）に掲げる行為をしている者があるときは、その者に対し、当該職員をして、当該行為の中止その他必要な措置を講ずるよう指導させることができる。
- (2) (1)に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- (3) 8の(4)に掲げる行為をした者は、府中市まちの環境美化条例第13条及び第14条の規定の適用を受けるものとする。

## 10 実施日

令和6年12月9日